

最高裁秘書第1258号

令和8年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所職員の異動に伴う引継ぎは業務ではないから、対面での引き継ぎをする場合、休暇を取ってやるべきとされていることが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年7月9日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第68号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）